

I-10 地域移行 素案

【表題】「地域移行」の法定化

【結論】

- 国は、社会的入院、社会的入所を早急に解消するために「地域移行」を促進することを法に明記する。
- 「地域移行」とは、単に住まいを施設や病院から元の家庭生活に移すことではなく、障害者個々人が市民として、自ら選んだ住まいで安心して、自分らしい暮らしを実現することを意味する。
- すべての障害者は、地域で暮らす権利を有し、障害の程度や状況、支援の量等に関わらず、地域移行の対象となる。
- 国は、重点的な予算配分措置を伴った政策として、地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定し、実施する。

【説明】

障害者自立支援法において、平成23年度末までに、身体・知的の施設入所者の1割（13,000人）の地域移行と精神病院からの72,000人の退院促進が、地域移行政策の目標として謳われた。だがその成果は十分であるとは言い難い。本来は誰もが地域で暮らしを営む存在であり、障害者が一生を施設や病院で過ごすことは普通ではない。入所者・入院者が住みたいところを選ぶ、自分の暮らしを展開するなど、障害者本人の意志や希望、選択が尊重される支援の仕組みと選択肢を作ることが早急に必要である。これは地域で生活する家族の状況や支援不足から希望していない生活環境にある障害者についても、本来地域移行の支援対象者に含まれるべきであり、大人数の住まいを解消し、地域生活を実現できるようにすることも検討されるべきである。

地域移行の促進にあたって、地方における地域基盤整備や財政等の格差等、国と地方の財政負担構造など課題があるなかで、単に、施設の入所定員や病院の病床数の減を法定化することだけでは、家族の不安や負担を強いる危険性と混乱を招きかねない。そこで地域移行は、地域移行プログラムと地域定着支援を入所・入院している障害者に提供しつつ、誰もが暮らせるための地域資源と支援システムを整備する必要がある。特に、長期入所者、入院者については、緊急に人権が回復されるよう支援されるべきである。

【表題】

地域移行プログラムと地域定着支援

【結論】

- 地域移行プログラムと定着支援は、実際に地域生活を始められるように、一人ひとりの状況に合わせて策定される。地域移行プログラムでは、入所

者・入院者に選択肢が用意され、本人の希望と納得のもとで施設や病院からの外出、地域生活を楽しむ体験、居住体験等のプログラムも提供される。また、地域定着支援では、地域生活に必要な支援、その他福祉制度申込み手続等の支援や必要とする社会資源に結び付けるなどの環境調整も行うものとする。

- 地域移行プログラムと地域定着支援の事業は、国の事業として行う。施設及び病院は、これらの事業を受けるよう積極的に努めなければならない。施設及び病院が、これらの事業を行う場合に、地域の相談支援事業者、権利擁護事業者等の地域移行支援者と連携するための体制を整備しなければならない。
- ピアサポーター（地域移行の支援をする障害当事者）等は、入所者・入院者の意思や希望を聴きとりつつ、支援するノウハウを活かし、重要な人的資源として中心的な役割を担う。特に長期入所者や入院者は、不安軽減と意欲回復のために、本人に寄り添った支援が必要である。
- 施設・病院の職員はそれぞれの専門性をより高め、地域生活支援の専門職としての役割を果たせるよう移行支援プログラムを利用する。

* 地域移行を促進するための住宅確保の施策についてはⅢを参照のこと。

【説明】

入所者・入院者が、どのようなニーズがあって入所・入院しているのか、定期的にそのニーズを聞き取る必要がある、社会的入所・入院の軽減を目指さなければならない。その際、施設・病院関係者だけでなく、地域移行支援者（相談支援事業者、権利擁護事業者、障害者団体、地域自立支援協議会、市民等、様々な立場の者）とチームを組むことができる仕組みを作ることが必要である。このことは、安易な入所・入院を避けるためにも重要である。

地域移行のプログラムは、障害者の意志や決定を確認し、それを実現するためのものである。入所者・入院者が自ら選ぶことを基本とすべきである。地域移行プログラムは、地域移行ができる人を選別するものではないので、標準的なプログラムに適応できるかどうかを判断するものであってはならない。あくまでも本人支援という観点から本人に合わせた個別的なものとして準備されるものである。そのような地域移行プログラムを提供しつつ、移行先での定着支援として様々なサービスを受けるため申請や社会資源の配置などが行われるべきである。

地域移行プログラム及び地域定着支援の事業は、まず施設・病院から外出したり、地域での生活を楽しむ体験をするなどしながら、自分の地域生活をイメージする期間も必要である。そのため移動支援等の福祉サービスを利用できる仕組みが必要である。また経済的に困難な入所者・入院者にはその費用を助成

する仕組みが不可欠である。また、この事業を支える人材、特にピアサポーターを地域移行推進のための重要な人的資源と位置づけ、ピアサポーターの育成ならびに地域移行支援活動に対する正当な報酬等の財源を確保すべきである。

さらには現行の施設・病院の職員がその専門性を地域支援に活かしていくことが、地域移行を推進していく上で求められることになる。その際には、職員にも一定の移行プログラムが必要である。支援のあり方について、視点の転換が必要と思われるからである。

【表題】施設入所者に対する支援

【結論】

- 国は、地域移行の状態を踏まえつつ、施設における夜間の居住支援にかかる給付を行うものとする。
- 施設は、小規模化を促進しつつ、短期入所、レスパイトを含むセーフティネットとしての機能を担うものとする。
- 国及び地方公共団体は、地域生活の社会資源の拡充をはかりつつ、施設入所者の地域生活への移行をはかるものとする。
- 施設は入所者に対して、地域移行のための事業を実施し、原則として退所を目標にした「個別支援計画」の策定をすること。その際、相談支援機関と連携し、利用者の意向把握と自己決定（支援付き自己決定も含む）が尊重されるようにすること。

【説明】

障害福祉計画では、施設の定員削減目標、地域生活への移行目標が掲げられている。しかし、施設からの地域生活への移行が、進んでいるとは言い難い。今まで以上に地域生活の支援体制、グループホーム等の社会資源の拡充、公営住宅等の住宅施策の充実、必要な人へのホームヘルパー等の居住支援や個別生活支援等を充実し、施設をセーフティネットとして機能できるよう、地域生活に向けた支援を強化すべきである。継続した医療等の支援が必要となる重症心身障害者の地域移行にあたっては、保護者や家族の不安や負担を十分に受け止め、命と生活の質が保障されるよう合意を得ながら進めることが必要である。

並行して、施設の置かれている四人部屋から個室への居住環境の改善、高齢者の支援、強度行動障害などより個別的な支援が必要な人、罪を償った人が地域生活移行を前提に利用できるような支援機能の強化と地域との連携ができる機能を持つ事ができる職員体制も確保する必要がある。

また、入所待機者や入所希望者に、家族以外の地域生活支援の道筋や可能性を示し、特定の生活様式を強いられないように配慮することが肝要である。入所の長期化を避けるために、退所や退院を目標にした「個別支援計画」を策定

すべきである。地域生活移行では、あくまでも利用者の意向を尊重し、支援が必要な人には情報提供し、前に述べた地域移行プログラム等を体験しながら意向確認ができる支援が必要である。

また、入所施設から地域生活移行をする際には、地域移行ホーム、退院支援施設等のように、同一敷地内に移行のための施設を設置するべきではないため、その在り方を検討すべきである。